

青木紙商事（有） 方針声明	遵守事項
児童労働はさせません	<p>当社は、中学卒業（義務教育を終えた方）された方、以上の年齢より、雇用致しません。よって中学生以下の雇用はいたしません。確認方法は、運転免許証・パスポート・保険証・マイナンバーカードのいずれかで年齢確認し雇用契約を結びます。確認できない場合は雇用いたしません。</p> <p>18歳未満の方においては、危険な作業または重労働はさせないことを就業規則で規定しています。又訓練・教育も随時適正に就業規則をもとに行っています。</p> <p>労働者の年齢（生年月日）の管理は名簿で総務担当が管理をしています。</p>
強制労働はさせません	<p>法または契約書で定められている労働を超えた労働の延長が必要となるような貸付金または給与/賃金の前払いは当社は行いません。</p> <p>雇用手数料の天引きや雇用開始のための保証金や支払いは行いません。</p> <p>労働者の移動の制限はしておりません。労働契約に明記してある通り、パスポート・各種免許証・保険証・マイナンバーカードなどの写しが必要なものは、業務上写しを保管しますが、本物は預かることはありません。</p>
差別はしません	<p>男女で賃金の差別はしません。</p> <p>男女比/年齢等の偏りは恣意的には行いません。</p> <p>昇進に関してすべての従業員に同じ機会を与えます。</p> <p>求人募集には年齢・男女・人種の差別・区別をしません。</p>
結社の自由と団体交渉権を認めています	<p>労働者代表は労働者の多数決で決めています。就業規則改定・36協定・各種労使協定を、その労働者代表と協議し労使で合意し決定します。現在労働組合はありませんが、組合結成・団体交渉は認めています。</p>